

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト（日本共通）	ルーブリック評価（安平版）	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	コア事業【実施課】
<b>1. 子どもの参画</b> 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。						
1 □行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみを有しているか？	◎行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがある ○子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している △子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	○	学校再建におけるPTや遊育推進事業を基本として、特に教育委員会の分野で定着してきたといえる。	横展開（庁内横断的）な取り組みに広げていく必要がある。	教育委員会から全部局への子ども参画に対する理念を浸透させることの困難さが露呈している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校再建事業【教委】</li> <li>・あびら教育プラン【教委・政策推進】</li> <li>・社会教育事業全般【教委】</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> </ul>
2 □保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	◎市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている ○親に対して、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている △市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	○	入学時等保護者が集まる場面を活用した啓発を仕組み化している。また、祭り等の機会を利用した人権啓発活動を行っている。	今後はより“子ども”の“意見”の尊重をより意識した実施を検討する。	子育て支援計画及び生涯学習計画への反映の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て講座【教委】</li> <li>・遊育講座【教委】</li> <li>・人権擁護委員【健康福祉】</li> </ul>
3 □子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	◎子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修に組み込まれている ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修の一部に組み込まれている △子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある	◎	一般職向け研修が実施された	例年起案ベース（現課から人事への個別提案）で実施されていることから、計画的に盛り込まれる仕組みを検討する。	研修計画への反映の必要性。毎年研修の趣旨に沿った形で内容を変えるなどの工夫が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CFCI研修【総務・教委】</li> </ul>
4 □行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	◎子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている ○子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている △子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	◎	特に学校現場において法務局実施のSOSレター等による相談の場はある。また、いじめゼロ会議において子どもたち自身が考える場を提供している。	更に多くの機会の確保の検討		<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOSレター【健康福祉・教委】</li> <li>・いじめゼロ会議【教委】</li> <li>・子育て世代包括支援センター【健康福祉】</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】</li> </ul>
5 □特定の属性がある子どもたち（障がい、虐待、少年司法など）を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。	◎特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている ○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を増やそうとしている △特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	○	虐待対応部署等において、直接子どもとの面談等を実施できる体制を確保している。	体制だけを確保するのではなくアウトリーチできる体制へシフトする必要がある。	しょうがい福祉計画・しょうがい児福祉計画との整合性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センター【健康福祉】</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】</li> <li>・こころの相談員【教委】</li> <li>・養育訪問支援事業【健康福祉】</li> </ul>
6 □赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	◎乳幼児の視点から彼らに関わる子育てを支援する体制がとられている ○乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討する機会を増やそうとしている △乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	◎	園・児童館・学校・子育て世代包括等既存の仕組みの中で整備されている。また、職員内部にも子どもに対する配慮が共有されている。	「機会の確保（体制がある）」から「利用の促進（積極的に使われる）」へ進展させる必要がある。	各職員のスキルアップの機会強化の具体策検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センター【健康福祉】</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】</li> <li>・こころの相談員【教委】</li> <li>・養育訪問支援事業【健康福祉】</li> <li>・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】</li> <li>・子ども発達支援センター【健康福祉】</li> <li>・子育て支援センター【教委】</li> </ul>
7 □子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	◎子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続（遊びや学びの機会への参加手続き等）について意見を述べる（主体的に参加する）ことが出来る ○子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続への意見表明が可能なこと（遊びや学びの機会があること）を知っている（周知している） △子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続への意見表明ができるように、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある	◎	あびら教育プラン・放課後子ども教室等、事業があることを知らせる仕組みを複数確保しており、保護者からも申し込みをQRコードを活用して実施するなど簡易なプラットフォームを設けている。	「意見を述べることができる（機会の確保）」から「実際に参加する方が増える（利用の促進）」へ進展させる必要がある。	利用促進策の強化の具体策検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あびら教育プラン【教委・政策推進】</li> <li>・放課後子ども教室【教委】</li> <li>・あびらチャンネル【総務】</li> <li>・LINE@【総務・教委】</li> </ul>

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト（日本共通）	ルーブリック評価（安平版）	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	コア事業【実施課】
<b>2. 子どもにやさしい法的枠組み</b> すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。						
1 <input type="checkbox"/> 国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	◎法的枠組みについて、 <b>子どもに充分フォーカスされ</b> 検討している ○法的枠組みについて検討している △将来的に法的枠組みについて検討を <b>始めている又は検討する意向がある</b>	○	子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法、障害者総合支援法等においては十分子どもにフォーカスし検討されている一方、社会福祉法や健康増進法等については広く住民にフォーカスされている。	あらゆる法的分野において、子どもにフォーカスしていくことを検討する。	子どもにフォーカスを充てることが必須でない分野に広げることには大きなハードルがある。	・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・生涯学習計画【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・次世代育成支援対策行動計画【総務・教委】 ・健康あびら21【健康福祉】
2 <input type="checkbox"/> 地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証をしているか？	◎子どもの人権を尊重する <b>ために十分な仕組みがある</b> ○子どもの人権を尊重する <b>ための仕組みがある</b> △子どもの人権を尊重する <b>仕組みについて検討する意向はある</b>	○	まちづくり基本条例において、明確に「子ども」と表現されていないが、広く住民からの意見募集等について規定される。	同条例等において子どもへフォーカスする仕組みの検討	町長公約新条例制定と整合性確保	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・公約新条例制定作業【教委】
3 <input type="checkbox"/> これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちの相談および子どもたちの参加があったか？	◎子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の <b>仕組みがある</b> ○子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて <b>市民一般</b> の相談や参画の <b>仕組みがある</b> △子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて <b>一部の子どもや市民一般</b> の相談や参画の <b>仕組みがある</b>	○	まちづくり基本条例により、特定の議員や各種委員以外の広く市民一般に参画の機会が担保されている。	「子ども」の参画によりフォーカスする。	同条例の改正等の必要性検討	・まちづくり基本条例【政策推進】
4 <input type="checkbox"/> とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？  - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） - 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子ども意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む）	◎法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○ <b>子どもの権利条約の4つの一般原則の反映された法的枠組みの制定について検討を始めようとしている</b> △法的枠組みはないが、 <b>子どもの権利条約の4つの一般原則の反映される国家的枠組みを遵守している</b>	△	当自治体において、これらが定められた条例等は制定されていないが、子どもの権利条約の理念を含む児童福祉法を遵守している。	4つの一般原則が反映されるものの制定を検討	まちづくり基本条例の改正や町長公約新条例制定の検討	・まちづくり基本条例【政策推進】 ・公約新条例制定作業【教委】
5 <input type="checkbox"/> 困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか？	◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が <b>確立している</b> ○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が <b>検討されている</b> △特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を <b>検討する意向がある</b>	△	現状これらを規定する法的枠組みがない。	まずは、特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立ての内容を精査す	方向性の検討	

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト（日本共通）	ルーブリック評価（安平版）	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	コア事業【実施課】
<b>3. 子どもの人権を保障する施策</b> 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条約にもとづいて策定すること。						
1 □ 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？	◎地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定している ○地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討を始めようとしている △地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討する意向はある	◎	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画において実現した。	総合計画をはじめとしたあらゆる戦略における実現を目指す。	全庁横断的の共通の取り組みとして発展させることが難関	・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】
2 □ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行なわれたか？	◎戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われている ○戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討を始めようとしている △戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討する意向はある	◎	上記計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広い協議を行うことができた。	左記では、子どもに関する幅広い方々の協議が中心であったため、より幅を広げることができた。	実際どのようにして子ども等と協議するか細部の検討を要する。	・まちづくり基本条例【政策推進】
3 □ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	◎戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤とし、その旨を明文化している ○戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤としている △戦略は、子どもの権利条約全体を基盤とするための検討又はその意向がある	○	戦略において明文化はされていない。構成要素2-4と同趣旨による。	明文化に向けた検討	各戦略の策定及び改正のタイミングを見計らって実施	・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】
4 □ その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？	◎戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としている ○戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするよう検討を始めようとしている △戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするための検討の意向がある	◎	障がい等の発達の課題を有する児童や、被虐待児等の最善の利益を確保するため右記事業を活用して早期発見・早期着手を心掛けている。	アウトリーチでの事業展開等による予防の強化に向けて検討	職員のスキル・パフォーマンス向上に寄与する仕掛けが必要	・子育て世代包括支援センター【健康福祉】 ・子ども家庭総合支援拠点【健康福祉】 ・こころの相談員【教委】 ・養育訪問支援事業【健康福祉】 ・乳幼児全戸訪問事業【健康福祉】 ・子ども発達支援センター【健康福祉】 ・子育て支援センター【教委】
5 □ その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？	◎現に重要施策として位置づけられ認識されている。 ○重要施策として位置づけられるべく準備が進められている。 △重要施策と位置付けるための検討の意向がある。	◎	基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当町の最重要課題であると議会-首長間で位置付けら、確認されている。	維持継続		・基本構想/総合計画【政策推進】 ・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】
6 □ その戦略は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？	◎戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られている ○戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討を始めようとしている △戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討をする意向はある	◎	同上	維持継続		・基本構想/総合計画【政策推進】 ・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】
7 □ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？	◎戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれている ○戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めようとしている △戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討をする意向はある	◎	総合計画及び子ども・子育て支援事業計画等において具体的に定められている。	維持継続		・基本構想/総合計画【政策推進】 ・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】
8 □ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？	◎戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられている ○戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討を始めようとしている △戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討をする意向はある	◎	上記計画に明確に規定され、実行されている。	維持継続		・基本構想/総合計画【政策推進】 ・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】
9 □ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか？	◎戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされている ○戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討を始めようとしている △戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討をする意向はある	◎	作成過程についてはまちづくり基本条例に基づき明確に規定され、パブコメや審議会の開催等が実施されている。また策定後は町の各種広報媒体を活用し周知を図っている。	維持継続	「知らせる」ことはしているが、実際に皆が「知っている」ものにするための仕掛けの検討	・まちづくり基本条例【政策推進】

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト（日本共通）	ルーブリック評価（安平版）	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	コア事業【実施課】
<b>4. 子どもの人権部門または調整機構</b> 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。						
1 <input type="checkbox"/> 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形で存在するか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	◎子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めようとしている △子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討をする意向はある	◎	教育委員会事務局学校教育グループがワンストップ窓口となっている。	維持継続		【教委】
2 <input type="checkbox"/> その部局は首長直轄の権限行使が可能か？	◎部局は首長直轄の権限行使が可能 ○部局は首長直轄の権限行使の検討を始めようとしている △部局は首長直轄の権限行使を検討する意向はある	—	調整窓口は教育委員会（外局）である。	町長部局と引き続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。		【教委】
3 <input type="checkbox"/> その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	◎部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みがある ○部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動の一部について子どもたちの意見が尊重される仕組みがある △部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活	○	教育委員会を中心に、一部の事業で実施されている。	まずは教育委員会全体で完全に定着させる。	全庁横断的な取り組みの必要性	・学校再建事業【教委】 ・あびら教育プラン【教委・政策推進】 ・社会教育事業全般【教委】
<b>5. 子どもへの影響評価</b> 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。						
1 <input type="checkbox"/> 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	◎新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある ○新しい条例・規則・政策の立案時又は実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある。 △新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討又はその意向がある	◎	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においてニーズ調査、総合計画及びしょうがい児福祉計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。また、まちづくり基本条例に基づき幅広く意見募集を行いアセスメントが行われている。	特に「子ども」を意識した手続きが踏まれる条例等を増やしていく。	全庁横断的な取り組みの必要性	・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】 ・まちづくり基本条例【地域推進】
2 <input type="checkbox"/> 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	◎子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている ○子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施が一部で行われている。 △子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討又はその意向がある	○	上記において、早期に行われるものと直前に行われることがある。	タイミングを早めることの検討	制度改正必要	・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
3 <input type="checkbox"/> 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへ影響について、定期的に評価されているか？	◎毎年評価されている。 ○複数年単位で評価されている。 △評価しているが、不定期又は終了時のみ評価されている。	○	全てが毎年評価ではない。	まずは定められた時期に確実に評価を行う。	毎年評価の実現可能性	・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
4 <input type="checkbox"/> これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	◎これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている ○これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めようとしている △これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある	◎	子どものおかれた状況に応じて差別することはない。	維持継続		・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・次世代育成支援対策行動計画【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・基本構想/総合計画【政策推進】
5 <input type="checkbox"/> これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？	◎これらのプロセスに子どもたちが参加している ○これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めようとしている △これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向がある	△	個別の施策において存在するが、条例等において存在しない。	まずは子どもにわかりやすい情報提供を検討	直接参加の範囲と機会の検討	

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト（日本共通）	ルーブリック評価（安平版）	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	コア事業【実施課】
<p>6 <input type="checkbox"/> これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？</p>	<p>◎事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めようとしている △事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある</p>	◎	職員以外のステークホルダーに評価いただく仕組み（委員会・審議会等）が設けられている。	維持継続	より「子ども」にフォーカスを置くことができる仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援事業計画【教委】</li> <li>次世代育成支援対策行動計画【教委】</li> <li>しょうがい児福祉計画【健康福祉】</li> <li>基本構想/総合計画【政策推進】</li> </ul>
<p><b>6. 子どもに関する予算</b> 子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。</p>						
<p>1 <input type="checkbox"/> 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができるか？</p>	<p>◎自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができる ○自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討を始めようとしている △自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討する意向はある</p>	△	子どもたちに適切に資源が配分されているが、その公正さを評価する仕組みはない。	継続検討	「公正」を評価する尺度の設定	
<p>2 <input type="checkbox"/> 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析の対象とされているか？</p>	<p>◎自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにし、十分な分析が行われている ○自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにし、十分な分析する仕組みについて検討を始めようとしている △自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにし、十分な分析する仕組みについて検討する意向がある</p>	△	子どもたちに適切に資源（予算）が支出されているが、その項目を評価する仕組みはない。	継続検討	分析指標や範囲の設定	
<p>3 <input type="checkbox"/> 地方自治体の予算策定プロセスは透明か？ 予算の使途について子どもたちにも十分な説明がされているか？</p>	<p>◎地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の使途について子どもたちにも十分な説明がされている ○地方自治体の予算策定プロセスの透明化又は予算の使途の子どもたちへの十分な説明のいずれかが未確立であるため、検討を始めようとしている △地方自治体の予算策定プロセスの透明化又は予算の使途の子どもたちへの十分な説明のいずれかについて検討する意向がある</p>	○	「わかりやすい予算書」の作成や概要の広報掲載を行っている。	より子ども目線での説明内容を検討	予算策定プロセスについて、どこまで開示されるべきかの程度の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすい予算書【政策推進】</li> </ul>
<p>4 <input type="checkbox"/> 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？</p>	<p>◎地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている ○地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めようとしている △地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向がある</p>	△	子どもに特化したものは存在しない。	「わかりやすい予算書」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討	子どもに特化したものの実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすい予算書【政策推進】</li> <li>広報掲載【政策推進】</li> </ul>
<p><b>7. 子ども報告書の定期的発行</b> 子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。</p>						
<p>1 <input type="checkbox"/> 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？</p>	<p>◎子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている ○子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての統計的その他の情報が収集されているが、情報の種類を増やす余地がある。 △子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討又はその意向がある</p>	○	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においてニーズ調査、総合計画及びしょうがい児福祉計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。	種類の精査	実際にその種類を増やせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援事業計画【教委】</li> <li>次世代育成支援対策行動計画【教委】</li> <li>しょうがい児福祉計画【健康福祉】</li> <li>基本構想/総合計画【政策推進】</li> </ul>
<p>2 <input type="checkbox"/> 「自治体子ども報告書」が存在するか？</p>	<p>◎「自治体子ども報告書」が存在する ○「自治体子ども報告書」について検討を始めようとしている △「自治体子ども報告書」について検討する意向がある</p>	—	町独自の白書的なものは存在しない。	そもそも意向を持つかどうか検討	報告書の内容等	
<p>3 <input type="checkbox"/> 子ども報告書が存在するならば—— - 出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？ - 特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ - 子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ 【主要な政策立案者】 子どもたちそして子どもとともに／子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠缺（欠けている所）が明らかにされているか？ - 子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されて</p>	<p>◎出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができています ○出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、半分に着手している △出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、ひとつは着手している</p>	—	存在しない。	同上	上記内容については、本項の内容を網羅することが必須か。	

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト（日本共通）	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	コア事業【実施課】
<b>8. 子どもの人権の広報</b> おとなおよび子ども間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること。					
1 <input type="checkbox"/> 自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？ ◎戦略が策定されている ○戦略の策定の検討を始めようとしている △戦略の策定をする意向がある	◎	主に右記計画において整理される。	維持継続	より人権に特化した戦略の必要性	・子ども・子育て支援事業計画【教委】 ・生涯学習計画【教委】 ・しょうがい児福祉計画【健康福祉】 ・次世代育成支援対策行動計画【総務・教委】
2 <input type="checkbox"/> 自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？ 子どもに関する部局以外「こども主体目線」についての理解が深まっているか？ ◎「こども主体目線」についての理解が深まっている ○「こども主体目線」についての検討を始めようとしている △「こども主体目線」についての検討をす意向がある	◎	研修を実施した。	より理解を深化させるべく研修を継続		・CFCI研修【総務・教委】
3 <input type="checkbox"/> 人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？ ◎学校のカリキュラムに組み込まれている ○学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討を始めようとしている △学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討する意向はある	◎	法務局等との連携によるプログラムが実践される。	維持継続		・人権教室【健康福祉・教委】
4 <input type="checkbox"/> 子どもとともに/子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？ ◎初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている ○初任時又は現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている △初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討又はその意向がある	○	初任時において実施されていない。	初任時における実施の検討	人事担当と調整必要	・CFCI研修【総務・教委】
5 <input type="checkbox"/> おとなや子ども間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行なわれているか？ ◎自治体のおとなや子ども間で定期的に評価することができている ○自治体のおとなや子ども間で定期的に評価する仕組みについて検討を始めようとしている △自治体のおとなや子ども間で定期的に評価する仕組みについて検討する意向	—	権利の認知度に関する評価指標が存在しない。	本指標の必要性について精査	本指標の必要性について精査	
<b>9. 子どものための独立したアドボカシー</b> 子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関 ～ 子どもオンブズマンや子どもコミッショナー ～ の設置を進めること。					
1 <input type="checkbox"/> 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？ ◎地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきた ○地方自治体は、一部の適切なNPO、企業等とのパートナーシップを進めている △地方自治体は、適切なNPO、企業等とのパートナーシップについて検討又はその意向がある	○	域内の子育て支援関係法人と研修を実施し、実践中である。	関係のある法人等を増やしていく。	法人等から理解を得ること。	・CFCI研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】
2 <input type="checkbox"/> NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？ ◎NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている ○NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向がある	◎	右記事業を実施する法人の主体性に一定程度委ねた形で事業展開している。	適切な支援の維持継続	金銭的支援に係る財源確保	・CFCI研修【総務・教委】 ・放課後児童健全育成事業【教委】 ・放課後子ども教室【教委】 ・あびら教育プラン【教委・政策推進】
3 <input type="checkbox"/> 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？ ◎子ども・若者主導のNPO等が実際に奨励支援されている ○子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法はあある △子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討又はその意向がある	◎	右記事業により、金銭的支援をする仕組みがあり、実際に利用する団体がある。また、一部団体には、地域おこし協力隊との連携もみ	維持継続		・まちづくり事業支援交付金【政策推進】 ・地域おこし協力隊制度【政策推進】
4 <input type="checkbox"/> 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？ ◎地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきた ○地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の検討を始めようとしている △地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の意向がある	—	現状存在しない。	当該機関の機能等の理解から始める。	必要性の理解から実際に設置するまでのプロセス	

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト（日本共通）	ルーブリック評価（安平版）	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	コア事業【実施課】
<p><b>10. 当該自治体にとって特有の項目</b> 日本型CFCモデルを推進する地方自治体が独自の判断で取り組む項目</p> <p><b>安平町にとって特有の項目</b> 『遊びを通じた震災からの復旧・復興と、復興のシンボルとなる学校再建への着実な歩み』</p>						
1	<input type="checkbox"/> 震災により大きな心理的ダメージを受けた子ども達の心理的ケアが図られたか？ <input type="radio"/> 大いに図られた <input type="radio"/> 一定程度図られた <input type="triangle-up"/> あまり効果が見られなかった	○	右記事業により、参加した子どもの主体性を尊重した遊び支援を提供できた。	参加者の増加と満足度の向上	評価手法の確立	・あびら教育プラン【教委・政策推進】
2	<input type="checkbox"/> 子ども達の居場所・遊び場が十分確保できているか？ <input type="radio"/> 震災前よりも向上した <input type="radio"/> 震災前と同程度に回復した <input type="triangle-up"/> 震災前の水準への回復が見られなかった	◎	右記事業により、震災前には無かった新たな展開を可能にした。	維持継続		・あびら教育プラン【教委・政策推進】
3	<input type="checkbox"/> 『遊び』を通じた子ども達の成長を支援できているか？ <input type="radio"/> 震災前よりも向上した <input type="radio"/> 震災前と同程度に回復した <input type="triangle-up"/> 震災前の水準への回復が見られなかった	◎	右記事業により、震災前には無かった新たな展開を可能にした。	維持継続	評価手法の確立	・あびら教育プラン【教委・政策推進】
4	<input type="checkbox"/> 復興のシンボルとなる学校再建において、子どもの意見を十分尊重 <input type="radio"/> 大いに意見を聴くことができた <input type="radio"/> 一定程度意見を聴くことができた <input type="triangle-up"/> あまり意見を聴くことができなかった	◎	児童から大人までが一堂に会する検討会の実施及び全小中学校児童生徒へのアンケートを実施することで、幅広い子どもから意見を聴くことができた。	引続き、意見を聴く機会を確保		・新しい学校を考える会【教委】 ・新しい学校に対するアンケート調査【教委】
5	<input type="checkbox"/> 子どもを取り巻く大人が、子ども目線を意識して再建に取り組んで <input type="radio"/> 子ども目線に立って協議を進めている <input type="radio"/> 子ども目線に立って協議を進めようとする姿勢が見られる。 <input type="triangle-up"/> 子ども目線に立って協議が進められていない。	○	再建自体を反対する大人が見られないことから、多くの住民が前向きに捉えていると認識している。	引続き、子どもの最善の利益を追求		・町議会 ・教育委員会 ・新しい学校を考える会【教委】

集計	該当数	割合	割合2
◎	24	47.06%	78.43%
○	16	31.37%	
△	6	11.76%	21.57%
—	5	9.80%	
計	51	100.00%	100.00%